野洲市中学校部活動地域展開運営協議会認定地域クラブの設置に関する専門部会設置要領（案）

（設置）

第１条　中学校部活動の地域展開に伴い、認定地域クラブの設置に関する事項を具体的かつ円滑な設置に向けた方策を検討するため、野洲市中学校部活動地域展開運営協議会（以下「協議会」という。）に認定地域クラブの設置に関する専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　専門部会は、認定地域クラブの設置に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　基本方針の策定に関すること。

(2)　認定地域クラブの認定基準の設定に関すること。

(3)　認定地域クラブの活動場所及び施設利用並びに関係機関との調整に関すること。

(4)　会費、傷害保険、会計処理等の認定地域クラブの運営に関すること。

(5)　学校、保護者及び地域団体との連携に関すること。

(6)　その他認定地域クラブの設置及び運営に関する必要な事項

（組織）

第３条　専門部会は、部会員 10 名以内をもって組織する。

2　部会員は、協議会の委員のうちから協議会が推薦した者及び協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者をもって構成する。

3　専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4　部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任する。

5　部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

6　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　部会員の任期は、部会員となった日からその日の属する年度の３月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2　会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　議長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第６条　部会長は、会議の経過及び結果を協議会の会長に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この告示は、令和　年　月　日から施行する。